

この重要事項説明書は、契約内容となる事項のうち、ご加入にあたって特にご確認いただきたい内容を、【契約概要】および【注意喚起情報】に記載したものです。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の生協にお問い合わせください。共済金支払や契約後の取扱事項等の詳細は、契約成立後にお送りする「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。ご契約のしおりは、ホームページ (<http://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>) でもご覧いただけます。

I. 契約の基本的なことから【契約概要】

1. 商品のしくみ

①商品の特徴

CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員になっていただく必要があります(⇒「③契約者または被共済者の範囲」参照)。

《ずっとあい》終身生命(以下、「終身生命」と表記します)および《ずっとあい》終身医療(以下、「終身医療」と表記します)の契約では、終身共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

終身共済事業規約・細則はホームページに掲載しています。

<http://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>



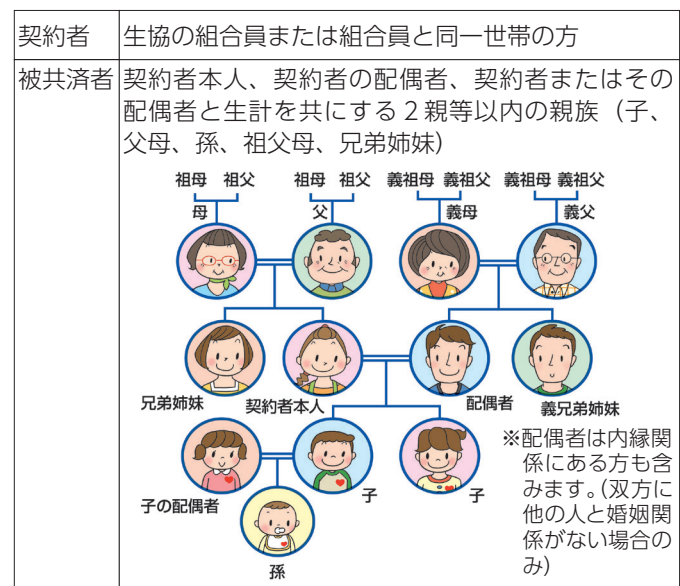
②掛金や保障内容等

「終身生命」と「終身医療」では、商品内容が異なります。

掛金や払込方法、加入できる年齢、保障内容、共済期間については【保障表】、満期金、解約返戻金、割戻金等については【契約意向確認書】をご覧ください。

③契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができるのは、次の範囲の方に限ります。



④「終身生命」の所定の健康診断書の提出が必要な場合

発効日において次のいずれかに該当する方は、所定の健康診断書の提出が必要です。

- ・満51歳以上満65歳以下で500万円を超える場合
- ・満66歳以上の場合(共済金額に関わらず)

※健康診断書の内容によっては加入できない場合があります。なお、すでにご加入の「終身生命」の契約がある方は、合算した共済金額で判断します。

⑤「終身生命」の加入限度

1人の被共済者につき、すでにご加入の「終身生命」や他のCO・OP共済の契約と合わせて次の範囲まで加入できます(範囲内であれば複数加入することができます)。

「終身生命」のみの加入限度	1,000万円が限度(発効日において加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方または満15歳未満の方は500万円が限度)
他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・発効日年齢が満15歳未満の方の場合:《たすけあい》の事故死亡を含めた死亡共済金額と「終身生命」の死亡共済金額を合わせて1,000万円*が限度 ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合:《あいづらす》「終身生命」の死亡共済金額を合わせて1,000万円が限度 ・上記以外の方の場合:他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし

*《たすけあい》J2000円コースは事故死亡を含めた死亡共済金額が800万円となるため、発効日において満15歳未満の方の場合、「終身生命」200万円コースのみ新規加入できます。

※発効日において加入申込書記載の「加入できない職業」に従事する方は加入できません。

⑥「終身医療」の加入限度

1人の被共済者につき、すでにご加入の「終身医療」や他のCO・OP共済の契約と合わせて次の範囲まで加入できます(範囲内であれば複数加入することができます)。

「終身医療」のみの加入限度	入院共済金の日額10,000円が限度(発効日において加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方は入院共済金の日額5,000円が限度)
他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合:《あいづらす》「終身医療」の入院共済金額*を合わせて日額5,000円が限度 ・上記以外の方の場合:《たすけあい》《あいづらす》「終身医療」の入院共済金額*を合わせて日額20,000円が限度

*《たすけあい》女性特定病気入院共済金、《あいづらす》がん入院共済金は含みません。

※発効日において加入申込書記載の「加入できない職業」に従事する方は加入できません。

2. 共済金の受取人

- ①共済金の受取人は契約者*です。
- ②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。

第1順位: ①契約者の配偶者

第2順位以下: 次の②~⑤の順

契約者と	同居している	② 契約者の親族 ③ 契約者の配偶者の親族
	同居していない	④ 契約者の親族 ⑤ 契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。

③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

*契約者の意思が確認できない状態となったときに、共済金の請求手続きや「終身医療」の掛金の払込免除申請を代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

II. 特にご注意いただきたいことがら【注意喚起情報】

1. 契約申込の撤回(クーリングオフ)

申込日から10営業日以内であれば、書面により申し込みを撤回できます。

2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えても告知したことになりませんのでご注意ください。

3. 契約の発効と保障の開始

コープ共済連が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が振り替えられた場合は、振替日の翌日午前0時に契約が発効し、保障が開始します。ただし、事故(ケガ)に関する入院・手術共済金は、申込日の翌日以降に発生する事故(ケガ)によるものから保障の対象となります。

4. 掛金の払込猶予期間

掛金は、生協がお知らせした振替日に、ご指定の金融機関口座から振り替えます。

初回掛金	2ヵ月続けて振替ができないと、契約は不成立となります。
2回目以降の掛金	4ヵ月続けて振替ができないと、契約は失効します。

※掛金の振替ができなかった場合は、過去振替ができなかった掛金を合計して、次の振替日に請求します。

5. 「終身生命」で共済金をお支払いしない主な場合

次の場合には共済金をお支払いしません。共済事由に該当しない場合* / 契約が無効、解除、失効または取消となった場合 / 共済事由の発生が次の表の原因による場合

すべての共済金(共通)	契約者または受取人の故意 / 被共済者の犯罪行為 等
死亡・重度障害共済金	申込日から2年以内の自殺(自殺行為による重度障がい) 等
リビングニーズ共済金	被共済者の故意(自殺行為も含む) / 請求後共済金をお支払いする前に死亡したとき / 共済金の請求前に死亡・重度障害共済金の請求を受けたとき 等

*被共済者の余命が6ヵ月以内と判断されない場合のリビングニーズ共済金等を指します。

6. 「終身医療」で共済金をお支払いしない主な場合または掛金の払込免除としない主な場合

次の場合には共済金のお支払い、掛金の払込免除はしません。共済事由に該当しない場合* / 契約が無効、解除、失効または取消となった場合 / 共済事由の発生が次の表の原因による場合

CO・OP共済 個人情報の取り扱いについて

〈利用目的〉皆様からご提供いただいた個人情報を以下の目的で利用させていただきます。①各種共済契約のお引き受け、維持管理、共済金のお支払②CO・OP共済商品・サービスのご案内・提供③ご加入の生協の共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスのご案内・提供④業務品質向上のための取組み⑤弊会が契約者となる団体保険のご案内や契約手続き⑥その他共同利用者が実施する事業の運営や各種商品、各種サービスのご案内・提供⑦その他、上記に関連・付随する業務、並びにお取引等を適切かつ円滑に履行するための業務

すべての共済金および掛金の払込免除(共通)	契約者または被共済者の故意または重大な過失 / 被共済者の犯罪行為 等
すべての共済金	申込日以前に発生した事故 / 薬物依存 / 無資格・酒気帯び運転 / 他覚症状のないむち打ち症・腰痛・背痛 / 病気に起因して生じた事故 等
掛金の払込免除	申込日以前に発病した病気または受傷したケガによる、申込日から1年以内の重度障がい / 申込日から2年以内の自殺行為による重度障がい 等

*細則に定める「入院」の定義にあたる入院、病気やケガの治療を直接の目的としない手術等を指します。代表的な例は【契約意向確認書】をご覧ください。

7. 共済金を削減する主な場合

共済金をお支払いする場合で、次に該当するときは、共済金を削減してお支払いします。

申込日以前に発病した病気または受傷したケガによる、申込日から1年以内の「終身生命」のすべての共済金	申込日から90日以内は共済金額の30%、91日~180日以内は50%、181日~1年以内は70%の支払い
申込日以前に発病した病気による、申込日から1年以内の「終身医療」のすべての共済金	

※「終身生命」のリビングニーズ共済金が削減となる場合には、死亡共済金額を上記のとおり計算し、その上で6ヵ月分の掛金相当額などを差し引きます。

8. 解約と解約返戻金

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。解約返戻金については、【契約意向確認書】をご覧ください。

9. その他ご注意いただきたいこと

- ①重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所変更は必ずご加入の生協にご連絡ください。
- ②結婚や独立等により、組合員、契約者または被共済者が別生計となる場合、契約継続のための手続きが必要となる場合があります。
- ③契約の申し込みにあたり詐欺または強迫の行為があった場合、契約は取消となります。
- ④次の場合、契約は無効となります。発効日において契約者または被共済者の範囲外の場合 / 加入限度を超えていた場合(超過部分が無効となります) 等
- ⑤次の場合、契約は重大事由により解除となります。故意に共済事由または「終身医療」の掛金の払込免除事由を発生させた場合 / 共済金請求または「終身医療」の掛金の払込免除申請の際、詐欺を行った場合 / 他の共済、保険等と重複した加入により、被共済者に対する共済金等の合計額が著しく過大である場合 / 契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等 / コープ共済連との信頼関係が損なわれ、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

〈第三者への提供〉弊会は、以下の場合を除いて、個人データを第三者へ提供することはありません。①ご本人の同意をいただいている場合②法令に基づく場合③利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先に提供する場合④個人情報保護法に従って個人データの共同利用を行う場合⑤再保険のために再保険会社に個人データを提供する場合

〈共同利用〉弊会は、弊会の会員生協、その生協が所属する連合会、それらの団体の子会社・関連会社等と、個人データを共同利用することがあります。詳しくは、コープ共済連、またはご加入の生協のホームページをご覧ください。 [コープ共済連のホームページ: http://coopkyosai.coop](http://coopkyosai.coop)